

**令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業
フィジカル A I ビジネスコーディネーター業務委託仕様書**

1 事業の趣旨・目的

いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業（以下「本事業」という。）では、フィジカル A I の市場拡大を見据え、本県の高度なものづくり技術やベンチャー企業・大学・研究機関などの最先端の知識を活かして、県内企業の新たな市場への参入を積極的に支援することで、本県産業の競争力強化を図る。

本事業においては、「フィジカル A I ビジネスコーディネーター」を配置し、県内企業の相談対応や企業訪問を通じて、フィジカル A I に関するニーズやシーズを発掘・把握することにより、企業間のマッチングを促進するとともに、各企業の課題や事業化段階に応じた必要な支援につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託業務内容

次の業務について、運営等一式を行う。なお、以下に含まれていない内容でも、本事業の目的に照らし有効と認められるものについては、事前に県と調整した上で、業務に含めることができるものとする。

- (1) いばらきフィジカル A I 産業創出コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）における相談窓口の開設
 - ① 契約締結日から 1 カ月以内を目途に、コンソーシアム会員企業からの相談窓口を開設すること（対応は、原則平日 9 時から 17 時までとする。※土日、祝日、年末年始を除く。）
 - ② 相談窓口では、受付フォーム、電子メール、電話等による相談を受け付けるとともに、対面またはオンラインによる相談対応が可能であること
 - ③ 相談窓口の開設にあたり、専属の担当者を配置すること
 - ④ 必要に応じて県産業技術イノベーションセンター及び産業支援機関（以下「産業支援機関等」という。）と連携し、相談対応にあたること
- (2) コンソーシアム会員企業を対象としたニーズ・シーズ調査
 - ① コンソーシアム会員企業を 50 社以上訪問し、ニーズ・シーズを整理すること（中小ものづくり、中小 I T ベンダー、ベンチャーでそれぞれ 10 社以上訪問すること）
 - ② 訪問先企業から、マッチング支援、ビジネスプラン作成支援、技術支援などの要望があった場合は、必要に応じて産業支援機関等と連携を図り、適切な支援につなげること
 - ③ 訪問にあたっては、県内外のフィジカル A I の取組事例や市場参入の動機付けにつながる情報を提供するように努めること

※なお、本業務の実施にあたっては、業務を通じて接点を持ったコンソーシアム非会員に対し、コンソーシアムへの入会を促すよう積極的に努めること。

4 事業体制

- (1) 受託者は、事業開始後すみやかに実施計画を策定すること。策定した計画について、受託者は県と調整の上、適宜必要な変更を行うことができる。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に適した事業担当者を配置すること。
- (3) 受託者は、事業の実施によって得られた県内企業への聞き取り結果やマッチングの状況を成果としてまとめること。
- (4) 業務の進捗状況や成果について共有するため、隔週（2週間に1回程度）、県との定例打合せを開催すること。

5 対象経費

本業務において、以下に定める経費内で事業を実施するものとする。

- (1) 人件費（実施計画の体制図に記載する者の人件費）
- (2) 会議費
- (3) 謝金
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 旅費
- (7) 消耗品費
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) その他本事業の遂行に必要と認められる経費
- (10) 一般管理費（上記(1)～(9)までの経費総額の10%以内）

6 委託料の支払い

委託料については、事業終了後に受託者から提出される実績報告書及び収支計算書の審査を経て金額を確定させた後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

7 実績報告書等

- (1) 受託者は、委託事業の終了後から起算して14日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書（委託契約書様式）とあわせて、収支計算書（委託契約書様式別添1）、実績報告書（委託契約書様式別添2）を提出すること。また、県の求めに応じて、その都度状況を報告すること。
- (2) 実績報告書（委託契約書様式別添2）には、本仕様書に定める業務内容の履行を確認できる資料（相談実績、訪問企業リスト、マッチング支援内容等）及びその成果を記載すること。

8 留意事項

- (1) 委託事業の関係書類は、事業終了年度の翌年度から5年間保存すること。
- (2) 受託者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「特記事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。